

世界が注目するweb3 ボトルネックとなる税制を改正し スタートアップの創出につなげよ

規制・競争政策委員会 (2021・2022年度)

委員長／間下 直晃

(インタビューは11月14日に実施)

近年、インターネット上の新たなデータ流通構造ともいわれるweb3が新しいビジネスフィールドとして世界的な注目を集め、スタートアップを中心に急速に発展している。一方、日本では関連制度の整備が追いつかず、新たな領域に挑もうとする国内起業家が海外に流出してしまっている。適切な対応をしなければ日本は再び「デジタル敗戦」を喫しかねないとの危機感から、本委員会は令和5年度税制改正に対する意見を発表した。間下直晃委員長が真意を語った。

急速に発展するweb3ビジネス 後れを取る日本の法整備

web3を支える基盤技術であるブロックチェーンの登場は、インターネットに匹敵する技術革新といわれており、今や世界中が注目しています。諸外国はweb3市場で覇権を取るべく、税制や会計などの事業環境の整備や優遇政策を進めており、スタートアップの創出と成長を支え、投資を促進しようとしています。その結果、世界におけるweb3関連の市場規模は、この1～2年で急成長を遂げ、今後もさらなる成長が予想されています。

ところが、日本ではweb3に対応する制度や事業環境の整備が追いついていません。特に法人課税にかかわる現行の税制が、国内の起業家やスタートアップの挑戦を阻害する大きな要因となっています。その結果、ドバイやシンガポールなど、税制度が優遇されている国に優秀な人材が次々と流出しています。これは大変残念な状況だと言わざるを得ません。

日本でweb3を成長の柱とするためには、web3にかかわる諸制度を国際的にイコールフットINGさせ、迅速に公平な競争環境(レベル・プレイング・フィールド)を実現する必要があります。今回の意見では、日本でスタートアップが挑戦できる環境をつくる第一歩として、令和5年度税制改正における法人課税の見直しを主張しています。

スタートアップ企業の 暗号資産への課税見直しを

具体的には、法人が自社で発行・保有している暗号資産に対する法人課税の見直しです。web3に関する事業を行うスタートアップでは、独自の暗号資産を発行し、それを販売することで、迅速な資金調達を行っています。その際、発行した暗号資産の一部は、決済や取引への利用、組織形態によっては議決権としての役割を果たすなど、各企業はさまざまな目的で暗号資産を自己保有しています。

しかし、現行の税制では、決算期末時に企業が保有している暗号資産は未

実現利益と見なされ、法人税の課税対象となってしまいます。

このように、発行した暗号資産に対し、手元に現金収入がないにもかかわらず課税されてしまう状況では、創業間もないスタートアップが日本でビジネスを継続することができません。諸外国と比較しても著しく不利だといえます。

そこで、企業が自ら保有する暗号資産は期末の時価評価の対象から外し、売却などで利益が生じた時点で課税するよう、令和5年度税制改正で見直す必要があります。

国際競争力低下を食い止めるために 早急に対応を求める

現状では、web3がこれからさらに発展して経済成長の起爆剤となるのか、それとも逆の方向をたどるのか、まだ分からない面も多く、積極的に推進すべきとも言いきれません。また、web3における事業には投機的な側面もあり、その潜在的な成長性には懐疑的な見方もあります。





間下 直晃 委員長
バイキューブ
取締役会長 グループCEO

1977年東京都生まれ。2002年慶應義塾大学大学院理工学研究科修了。98年バイキューブインターネット（現バイキューブ）を設立し、CEOに就任。2022年より現職。2010年1月経済同友会入会。14年度より幹事。20年度より副代表幹事。17～18年度新産業革命と規制・法制改革委員会、19年度規制・制度改革委員会、2020年度日本の明日を考える研究会、ウィズ／アフターコロナイニシアティブ、21年度より規制・競争政策委員会の各委員長。

意見概要(11月25日発表)

暗号資産税制改正に関する意見

現在、web3と称する、インターネット上の新たなデータ流通構造が注目されている。web3を支える基盤技術であるブロックチェーンは、インターネット登場以来の技術革新と評されるほどの可能性を秘めている。世界では、こうした web3の新規性を活かした、既存の産業・経済構造を超えるビジネス、サービスがスタートアップを中心に生まれ、急速に発展している。

日本においても、web3 市場の成長を取り込むため、関連事業に挑戦するスタートアップの創出や成長促進に取り組む必要があるが、現状、関連する制度整備が追いついていない。これは、国内の起業家やスタートアップにとって大きなボトルネックとなっており、有為な

人材が海外に流出している。

この事態を改善するには、web3に関する諸制度を国際的にイコールフットリングさせ、公平な競争環境（レベル・プレイング・フィールド）を迅速に実現すべきである。なお、実現に向けた課題の検討に際しては、現状web3関連の市場がまだ不安定であり、さまざまな課題やリスクが懸念されることから、消費者保護・投資家保護の観点についても考慮する必要があるだろう。

本意見では、そうした制度・環境整備に関する諸課題の中でも、喫緊の対応が必要な暗号資産税制について、令和5年度税制改正における見直しを求める。

その意味において、当然ながら安全性を保つ一定の規制は必要です。しかし、少なくともweb3に新たな可能性を見だしているスタートアップが挑戦できる環境だけは確保しておくべきです。

ブロックチェーン技術は資産価値の創出だけでなく、DAO*という新たな組織構造のあり方も生み出しました。DAOにおける意思決定や活動はインターネット上で公開されるため透明性が高く、民主的で効率的な組織運営が可能になると考えられています。既存のサービスや組織構造を一部代替するだけでなく、経済社会にパラダイムシフトをもたらすかもしれません。

岸田政権も「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2022」において、「Web3.0推進に向けた環境整備の検討を進める」と明記しています。そのためにも課税対象を見直し、国際競争力の低下を食い止めたい。会員の皆さまにもこの危機意識を共有し、web3という新たな成長領域で挑戦しようとするスタートアップを支援していただきたいと思います。

令和5年度税制改正に向けた意見

- 国内スタートアップの振興およびイノベーション創出を図るためにも、令和5年度の税制改正において、有為な起業家やスタートアップが日本で挑戦できる土壌を醸成するために、まずは企業が自ら発行し、保有する暗号資産（トークン）に対する期末時価評価による法人課税の見直しを確実に実行すべきである。
- 法人の場合、決算期末時に保有する暗号資産を時価評価して損益を計上する必要があるが、計上された未実現利益（含み益）は法人課税の対象となる。決算期末処理が必要となるのは、保有する暗号資産が「市場暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産）」に該当する場合に限られている。一方、自社で独自に発行した暗号資産は、株式と同様に議決権として機能する「ガバナンストークン」として一定数を保有するなど、種類や保有目的が多様化している。
- 創業間もないスタートアップが資金調達のために暗号資産を自ら発行し保有する場合、それが市場暗号資産に該当すれば、現金収入がなくとも期末に法人税が課されることになる。これにより、日本における暗号資産（トークン）の発行・保有は困難となり、起業しても事業の継続は事実上不可能な状況となっている。
- したがって、企業が自ら発行し、保有する暗号資産（トークン）については、期末時価評価の対象から外し、売却などで利益が生じた時点で課税するよう、令和5年度税制改正で確実に見直すべきである。現状、この税制を見直すことによる大幅な税收減などのデメリットは考えられない。むしろ見直しにより、日本を拠点とする企業が増えれば、将来的には税收増につながるだろう。



詳しくはコチラ